

平成21年度版「障害のある方のための福祉のしおり」有料広告募集要領

1 目的

「障害のある方のための福祉のしおり」に有料広告を掲載することにより障害者の利便性の向上を図るとともに、作成経費の一部に充当する自主財源を確保することを目的とする。

平成21年度版の概要

- ・規格 A4版 1色刷り(黒) 約150ページ
- ・発行部数 10,000部
- ・配布期間 平成21年9月～平成22年7月頃(予定)



2 広告サイズ・広告掲載料及び募集コマ数等

- ・1コマ 縦 7.5cm×横 16cm 5,000円
- ・2コマ 縦 16cm×横 16cm 10,000円
- ・1ページ(3コマ) 縦 24.5cm×横 16cm 15,000円

※ 募集コマ数は45コマ(15ページ相当分)とする。

※ 広告掲載位置は、「障害のある方のための福祉のしおり」本文の空きスペース又は巻末とし、掲載位置については、市が決定する。なお、広告目次を設け、掲載ページを掲載する。

3 広告の内容等について

別紙1のとおり

4 募集期間

平成21年8月17日(月)～8月28日(金)

5 募集方法

補装具事業者、福祉有償運送事業者、指定サービス提供事業者、計554事業者宛に別紙の掲載広告募集通知を発送する。

6 広告掲載の決定等

申広告掲載の決定は先着順とする。「相模原市有料広告掲出に関する指針」及び「広告の内容等について」に基づき、広告審査会(企画政策課主管)で審査を行った上で、決定通知を送付する。

広告の内容等について

「相模原市有料広告掲出に関する指針」に基づき、広告の範囲を次のとおりとします。

3 広告の範囲

掲出ができる広告は、市民生活に関連したものとする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 当該広告媒体の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人、団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) その他、掲出を行う広告として適当でないと市長が認めるもの

その他、広告の内容は、障害者の生活に関連するものとし、内容が「障害のある方のための福祉のしおり」にふさわしくないと考えられる場合、広告の掲載をお断りする場合があります。又、以下の項目にも御注意ください。

- (1) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なものでないこと。
- (2) 法律で禁止されている商品又は無認可商品、粗悪品及び不適切なサービスを提供するものでないこと。
- (3) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するものでないこと。
- (4) 大げさな表現や根拠のない表現（世界一、日本一、一番など）は用いないこと。
- (5) 射幸心を著しくあおる表現（今しかない、最後のチャンスなど）は用いないこと。
- (6) 肖像権・著作権の使用については、無断使用がないか確認すること。
- (7) 広告主の所在地及び連絡先を明確に表示すること。特に電話番号は固定電話とし、携帯電話の表示は不可とする。
- (8) 障害福祉のサービス内容については、自立支援給付の対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区分し、誤解を招く表現を用いないこと。
- (9) その他、サービスを利用するにあたって有利であると誤解を招くような表現はできない。（例：相模原市事業受託事業者 など）